

## 大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 大口町の住民が住み慣れた地域及び家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスや包括的な支援を切れ目なく提供できる体制の構築を推進するため、大口町地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 高齢者の医療、介護、予防、住まい、生活支援等に関すること。
- (2) 在宅医療、介護連携等に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの周知及び啓発に関すること。
- (4) その他地域包括ケアシステムの進捗管理に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人尾北医師会代表
- (2) 一般社団法人尾北歯科医師会代表
- (3) 愛知県江南保健所職員
- (4) 尾北薬剤師会代表
- (5) 町内高齢者施設代表
- (6) 大口町介護支援専門員連絡会代表
- (7) 町内介護事業所代表
- (8) 地域医療連携室代表
- (9) 住民団体代表
- (10) 地域自治組織代表
- (11) 識見を有するもの

(12) 一般社団法人尾北医師会地域ケア協力センター職員

(13) 大口町地域包括支援センター職員

(14) 社会福祉法人大口町社会福祉協議会職員

(15) 地域協働部地域協働課職員

(16) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会員は、協議会で選定された者で構成する。

- 3 部会員は、委員長が任命する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康生きがい課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成29年12月21日 大口町告示第102号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日 大口町告示第36号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日 大口町告示第140号)

この要綱は、告示の日から施行する。